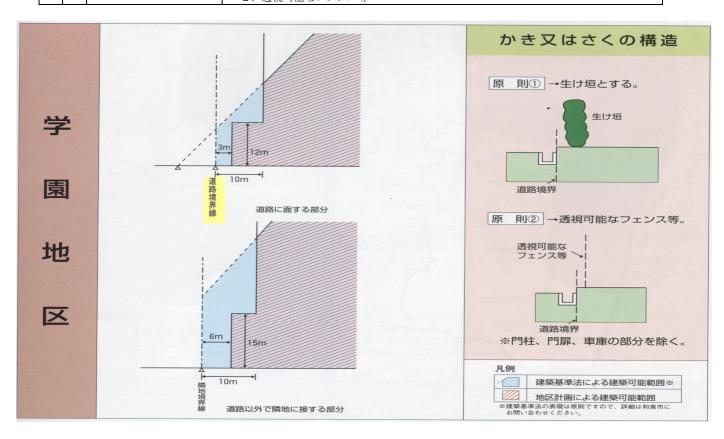
## ■学園地区(東部)

子园	地슨	(宋即)	
		細区分の名称	学 園 地 区
		面積	約21. 7ha
		建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 ただし、計画図に表示する区域については、この限りではない。 1. 大学及びこれに付属する建築物 2. 大学関係者のための居住施設
	建	建ペイ率	60/100 (用途地域に関する都市計画)
	築	容 積 率	200/100 (用途地域に関する都市計画)
地	物		建築物の外壁若しくは、これに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3m以上、道
区	等	壁面の位置の制限	路以外の敷地境界線までの距離は6m以上とする。 ただし、道路横断施設及び計画図に表示する区域については、この限りではない。
整	に		道路に面する部分(道路の境界線から 10m)においては、建築物の高さは 12mを超え
備	関	建築物等の	てはならない。
		高さの最高限度	道路以外で隣地に接する部分(隣地の境界線から 10m)においては、建築物の高さは
計	す	14 2 1 78 14 12 12	15mを超えてはならない。 ただし、防球用ネットフェンス、グランドの照明灯等については、この限りではない。
画	る		1. 建築物の屋根は原則として勾配屋根とし、屋根の色、壁面の色は周辺と調和するおち
	事		ついた色彩とする。
	<b>*</b>		2. 敷地内の広告物又は看板(建築物に設置するものを含む)は自己の用に供するもの(府
	項	建築物等の形態	自家用広告物許可基準で定義されるもの)に限定するとともに、次のいずれかに該当
		又は意匠の制限	するものを設置してはならない。 (1) 屋上に設置するもの
			(2) 周辺の美観・風致を損なうもの
			3. 屋外に設置する設備は露出させないよう配慮を施す。
			道路(歩行者専用道を含む)に面する敷地の部分(門柱、門扉、車庫の部分を除く)に
		かき又はさくの	かき又はさくを設置する場合は、次に掲げるものとしなければならない。
		構造の制限	1. 生け垣
			2. 透視可能なフェンス等



※建築基準法の表現は原則ですので、詳細は和泉市にお問い合わせ下さい。